

船舶事故調査報告書

平成28年5月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（平成27年3月6日 14時00分ごろ～15時25分ごろの間）
発生場所	不明（三重県志摩市御座岬南方沖6～10海里付近）
事故の概要	漁船浜口丸は、御座岬南方沖で、無人の状態で行方不明の場所を発見された。 船長は、行方不明となった。
事故調査の経過	平成27年3月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長Aからの意見聴取は、本人が行方不明のため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 浜口丸、4.2トン ME3-52925（漁船登録番号）、個人所有 10.15m(Lr)×2.57m×0.83m、FRP ディーゼル機関、169.2kW、昭和59年4月15日 第243-38762号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長A 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月26日 免許証交付日 平成25年10月21日 (平成31年6月12日まで有効)
死傷者等	行方不明 1人（船長A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3 海象：波向 北東、波高 約1m、うねり 波向南、波高約2m、水温 約17℃
事故の経過	本船は、船長Aが1人で乗り組み、平成27年3月6日08時00分ごろ志摩市所在のマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を2隻の僚船と共に出発し、御座岬南方沖で操業を開始した。 僚船のうちの1隻の船長（以下「船長B」という。）は、船長Aと14時00分ごろまで無線で交信を行っていた。 船長Bは、波が高く、魚が釣れないので帰ろうと思い、14時30

	<p>分ごろ漁具を片付けた後、無線で本船を呼び出したが、応答がなかったので不審に思っ本船を探したところ、御座岬南方沖で、無人の状態で行航している本船を発見し、15時25分ごろ海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇の職員が乗り移って停船させ、僚船によって本件マリナーにえい航された。</p> <p>船長Aは、海上保安庁の巡視艇及び僚船により、捜索が続けられたものの、発見されず、行方不明となった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、操舵室及びその上部フライングブリッジに操縦席を、また船尾甲板の右舷側に機関回転を制御するスロットルレバー及び延長コードを備えたりモコン操舵装置をそれぞれ装備していた。</p> <p>本船には、他船と衝突したような痕跡等は見られなかった。</p> <p>漁業協同組合担当者は、船長Aが前年に入院をして操業を長期間休んでおり、船長Aの体調を心配していた家族から単独で海に出ないよう言われていることを知っていた。</p> <p>船長Bは、船長Aが、ふだん救命胴衣を着用していたかどうかは、確認していなかった。</p> <p>本船は、無人の状態で行航しているところを発見されたとき、操業に使っていた釣りざおを収納しており、自動操舵で本件マリナーに向かう針路であった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長Aは、行方不明となった。</p> <p>本船は、08時00分ごろ本件マリナーを出発した後、御座岬南方沖を航行中、船長Aが船長Bと14時ごろまで無線で交信を行っており、その後、無人の状態で行航しているところを発見され、15時25分ごろ通報されたことから、この間において、船長Aが落水したものと考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、無人の状態で行航された際、釣りざおを収納しており、自動操舵で本件マリナーに向かう針路であったことから、船長Aが、操業を終え、御座岬南方沖から帰航中であつた可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aが、本事故当時、救命胴衣を着用していたかどうかについては、明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、御座岬南方沖において、船長Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 体調が万全でない場合は、出港を控えることが望ましい。・ 小型漁船に1人で乗船して漁労に従事するときは、救命胴衣を着用すること。
-----------	---

付図1 事故発生場所概略図

